

枚方市新型インフルエンザ等対策
サーベイランスマニュアル

平成 28 年 4 月

目 次

はじめに.....	1
I サーベイランスにおける基本的な方針	
1. 新型インフルエンザ府内・市内発生の早期探知.....	1
(1) 患者全数把握.....	1
(2) 学校等における集団発生の把握.....	1
2. 発生段階の把握及び見極め.....	1
(1) 患者全数把握.....	1
(2) 積極的疫学調査.....	1
3. 患者の発生動向の推移.....	1
4. インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等.....	1
5. 新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等.....	1
(1) 積極的疫学調査等による臨床情報の収集.....	1
(2) 季節性インフルエンザとの比較による入院患者数や重症化の状況の把握.....	1
(3) 死亡・重症患者の状況の把握.....	1
6. 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスの把握.....	1
II 各段階におけるサーベイランス.....	1
1. 平常時から継続して行うサーベイランス.....	1
(1) 患者発生サーベイランス.....	1
(2) ウイルスサーベイランス.....	1
(3) 入院サーベイランス *枚方市は該当せず.....	1
(4) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）.....	1
2. 新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス.....	1
患者全数把握.....	1
3. 新型インフルエンザ発生時に強化するサーベイランス.....	1
(1) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）等.....	1
(2) ウイルスサーベイランス.....	1
(3) 積極的疫学調査.....	1
(4) 新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況.....	1
参考資料.....	1

はじめに

感染症サーベイランスとは、インフルエンザを含め、患者の発生情報を統一的な手法で持続的に収集・分析し、得られた情報を疾病の予防と対策のために迅速に還元するものであり、平常時から、医療、行政、研究等の関係者の努力と、患者をはじめとする多くの府・市民の協力により維持されている。新型インフルエンザ等発生時に適切にサーベイランスを行うためには、サーベイランスに関する更なる啓発と、迅速な情報還元を継続して行うことによって、関係者の理解及び協力を得る必要がある。

新型インフルエンザ等が発生した際には、国内での新型インフルエンザ等の発生をできるだけ早く発見し、その後の感染の拡がりや患者数の増加の状況を調べ、公表することで、市民一人ひとりや、地方公共団体、医療機関その他様々な関係者が、流行状況に応じた対策を行うために活用することができる。

また、特に早期に発症した患者の症状や診断・治療の状況、結果など、具体的な情報を分析し、取りまとめて医療関係者に提供することで、その後の患者の診断・治療を的確に行うために役立てることができる。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスについては現時点では行っていないため、当マニュアルでは新型インフルエンザに限定して記載する。

新感染症が発生した場合には厚生労働省や大阪府等と連携し、早期にサーベイランス体制を構築する。

また、サーベイランス情報の収集、提供に係る大阪府との役割分担の考え方は、市行動計画(P. 15～16)で定めている。

I サーベイランスにおける基本的な方針

1. 新型インフルエンザ府内・市内発生 of 早期探知

新型インフルエンザ患者の発生当初は患者数が少なく、季節性インフルエンザの患者と区別が難しいことから、以下のような方法で早期探知を行う。

なお、大阪府等と連携し、府下の状況把握にも努める。

(1) 患者全数把握

一定の届出基準に基づき、疑似症患者の全数届出を求め、PCR検査等により患者を確定することで、市内発生を探知し感染拡大を防ぐ。

(2) 学校等における集団発生の把握

感染が拡大しやすい集団生活の場である学校等の休業等の実施状況についての調査を通常実施している幼稚園・小学校・中学校のみならず、高等学校等にも拡大し、インフルエンザ様疾患の集団発生があった場合には、海外渡航歴が無い場合も含め、PCR検査等を行うことにより、いち早く新型インフルエンザの市内発生・流行を捉えるとともに、地域流行のきっかけをつかむ。

また、医療機関・社会福祉施設等から集団発生の報告があった場合にも同様にPCR検査等を行う。

2. 発生段階の把握及び見極め

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での感染拡大防止策等について柔軟に対応する必要があることから、以下のような方法で地域における発生の早期探知・各段階の移行の見極めを行う。

(1) 患者全数把握

全国での患者数が数百人程度に達した段階で、全国での全数報告は中止されるが、大阪府は、府内未発生期、府内発生早期の間は、府内感染期に入るまでの間、引き続き実施される。

府内感染期になれば、大阪府が患者の全数把握の継続について検討し、専門家の意見を聞いた上で、府の判断により中止もしくは継続を決定するので、当市もそれに準じる。

(2) 積極的疫学調査

把握した患者の感染経路について、積極的疫学調査によって、他の患者との接触歴を追えるかどうかを明らかにするとともに、濃厚接触者への感染の有無を明らかにする。

3. 患者の発生動向の推移

インフルエンザの流行の段階（流行入り、ピーク、終息等）に応じた対策を講じる必要があることから、市内の定点医療機関（12 機関 13 定点）からのインフルエンザ様症状を呈する患者の報告により、発生動向の推移を継続して把握する。（府内全体の状況は大阪府との連携の下把握）

4. インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等

ウイルスの病原性の変化等により、診断・治療の方針に影響が及ぶことも想定されることから、市内の病原体定点医療機関（市立ひらかた病院）を含む府内病原体定点医療機関における患者の検体及び集団発生や全数把握等を端緒として収集される様々な患者からの検体の検査により、インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等を把握する。

5. 新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等

新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等について、医療現場等に情報提供を行い、対策や患者の治療に活用できるよう、以下のような方法で情報収集を行い、国や府と協力し、新型インフルエンザの臨床的な傾向等を分析し、診断・治療に有用な情報を提供する。

(1) 積極的疫学調査等による臨床情報の収集

特に府内発生早期において、全数把握した症例について、積極的疫学調査等により感染経路や臨床情報等の収集・分析に協力する。

(2) 季節性インフルエンザとの比較による入院患者数や重症化の状況の把握

枚方市内には基幹定点医療機関がないため、府内で平常時に行われている入院サーベイランス（府内の基幹定点医療機関においてインフルエンザによる入院患者数や重症化の状況を調査すること）の情報を府と連携して把握し、季節性インフルエンザとの比較により、重症化のパターン（重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等）を把握し、情報提供する等により、治療に役立てる。

(3) 死亡・重症患者の状況の把握

国や府の通知に基づき、新型インフルエンザによる全ての死亡者・重症患者の把握を、一定数に至るまで行う。

※ このほか、厚生労働科学研究班等による必要な情報収集・分析等に協力する。

6. 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスの把握

国の関係省庁や都道府県等の連携の下に行われる、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、得られた情報の共有・集約化を図ることにより、新型インフルエンザの出現を監視する。

(参考) 情報収集・提供に係る大阪府と保健所設置市との役割分担

《大阪府新型インフルエンザ等行動計画（平成25年9月策定）より抜粋》

①サーベイランス

府内の感染状況の把握及び公表については、府民に、わかりやすく情報提供するという観点から、以下のとおり、大阪府感染症情報センター（以下「情報センター」という。）において府域一元的に対応する。

- ・ 府内未発生期以降小康期までの間で、サーベイランスが強化される期間内において、府及び保健所設置市は、所管する保健所を経由して、患者全数、学校サーベイランスにより収集した新型インフルエンザ等発生情報を、毎日、情報センターに報告する。但し、定点、入院サーベイランスは週報とする。
- ・ 患者全数は1日2回、学校サーベイランスの情報は、1日1回情報センターに報告し、情報センターにおいて集約・分析、公表する。
- ・ 発生状況の公表はホームページにおいて、府内全域分については情報センターが行い、保健所設置市は市域内分について行う。

②報道提供

- ・ 府は府内全域分、各保健所設置市は市域分の状況について報道提供する。
- ・ 報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。
- ・ 感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日2回、定刻に提供する。
- ・ 記者会見、ブリーフィング等の実施は府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、府と調整のうえ、保健所設置市においても同時に実施する。
- ・ 記者会見等の実施にあたっては、国との連携について十分留意する。

Ⅱ 各段階におけるサーベイランス

1. 平常時から継続して行うサーベイランス

(1) 患者発生サーベイランス

①目的

インフルエンザの患者数を調査することにより、インフルエンザの流行がどの段階（流行入り、ピーク、終息等）にあるかを把握し、その段階に応じた対策を講じる。

②実施方法

大阪府及び保健所設置市の保健所は、それぞれの所管の定点医療機関からインフルエンザと診断した患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに報告を受ける。報告を受けた保健所が感染症サーベイランスシステム（以下「NESID」という。）に入力し、大阪府感染症情報センターがNESIDにより厚生労働省に報告する。また大阪府感染症情報センターは、NESIDにより情報収集し、その結果を分析し、情報還元する。

③実施時期

通年

④公表

季節性インフルエンザに関する定期的な公表は週報で行う。新型インフルエンザ発生時においても定期的に公表する。（大阪府感染症情報センターが府域一元的に実施。市としての公表が必要であれば市としても実施。）

⑤その他

平常時から、府及び保健所設置市は、報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。

(2) ウイルスサーベイランス

①目的

インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、診断・治療方針等に役立てる。

また、インフルエンザウイルスの亜型を調べることにより、流行しているインフルエンザウイルスそれぞれの割合を把握する。

②実施方法

市内の病原体定点医療機関が採取したインフルエンザ患者の検体を回収（公衆衛生研究所に委託）し、公衆衛生研究所ウイルス課で確認検査（PCR検査、ウイルス分離等）を行う。ウイルス課が検査結果をNESIDに入力し、厚生労働省に報告する。大阪府感染症情報センターは東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市の結果はウイルス課より、堺市、大阪市の結果は各地方衛生研究所より email 等で情報集約を行い、その結果を分析し、情報還元する。

ウイルスサーベイランスのサンプリングについては、**市**の実情に応じて適切に行うこととし、新型インフルエンザの発生時にも可能な限りの検体数で継続する（サンプリングの手法については発生後、国が別に定める）。

③実施時期

通年

④公表

大阪府感染症情報センターより随時公表を行う。

⑤その他

平常時から、府及び保健所設置市は、報告機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。また、新型インフルエンザの発生時にも十分な対応ができるよう、平常時から、公衆衛生研究所との連携を図る。

(3)入院サーベイランス *** 枚方市は該当せず**

①目的

インフルエンザによる入院者数や医療対応を調査し、例年と比較することにより、そのシーズンの重症化のパターン（重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等）の概要を把握し、治療に役立てる。

②実施方法

府内 18 か所（保健所設置市含む）の基幹定点医療機関（枚方市内に該当医療機関なし）は、インフルエンザによる入院患者の年齢や、重症者に対する検査・対応の実施状況（頭部CT、脳波、頭部MRI検査の実施の有無、人工呼吸器装着の有無、集中治療室入室の有無）について、所管の保健所に、一週間（月曜日から日曜日）ごとに報告をする。報告を受けた保健所がNESIDに入力し、大阪府感染症情報センターが確認後、NESIDにより厚生労働省に報告する。また必要に応じて、大阪府感染症情報センターは、保健所設置市を含めNESIDにより情報収集し、その結果を分析し、情報還元する。

③実施時期

通年

④公 表

国からの公表を原則とするが、新型インフルエンザ発生時等必要に応じて、大阪府感染症情報センターより適宜公表する。

(4) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

①目 的

インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場においていち早く流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。

②実施方法

厚生労働省から、サーベイランス開始等の通知があれば、各所管課から所管施設に通知する。

保健所は、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数の報告を受ける。

報告を受けた保健所は1週間（月曜日から日曜日）ごとに集計し、翌週火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、Emailにて大阪府感染症情報センターに報告する。大阪府感染症情報センターがNESIDに入力し、厚生労働省に報告する。また大阪府感染症情報センターは保健所設置市保健所及び大阪府保健所からの情報を合わせ、結果を分析し情報還元する。

③実施時期

期間を限定して実施する。調査開始、終了時期については厚生労働省から別途通知される（季節性インフルエンザについては、原則として9月から4月末日までを目途とされる。新型インフルエンザ発生時には季節にかかわらず実施される。）。

④公 表

季節性インフルエンザに関する定期的な報道発表は実施期間中、大阪府感染症情報センターより週報にて公表する。新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

2. 新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス

患者全数把握

① 目的

全ての新型インフルエンザ患者の発生を把握することにより、新型インフルエンザの市内発生状況を把握する。

② 届出基準（症例定義）

疑似症患者及び確定患者の届出基準については、以下の例を参考に、発生時に明確に定めて通知されるほか、新型インフルエンザに関する疫学的情報、臨床情報、インフルエンザ迅速検査キットの有効性等が明らかになり、届出基準を改める必要がある場合には修正される場合がある。

（例）

<当初の基準（≡海外発生期）>

ア 確定患者

a 症状（38度以上の発熱、急性期呼吸器症状等）

b 国立感染症研究所等におけるPCR検査等の結果

イ 疑似症患者

a 症状（38度以上の発熱、急性期呼吸器症状等を基本とし、海外の情報等から特徴的な症状が明らかかな場合はその症状を考慮して追加する。）

b まん延国への渡航歴（一定期間内）

c インフルエンザ迅速検査キットの結果（A型が陽性、B型が陰性）

d 地方衛生研究所におけるPCR検査等の結果

<適宜入手される症例等の情報を踏まえた見直し（≡国内発生早期）>

ウ 確定患者

原則として変更しない。

エ 疑似症患者

a 最新の知見を踏まえ、症状の絞り込み

b 海外発生状況を踏まえ、まん延国への渡航歴の要件の見直し

※ 疑似症患者の届出基準は、狭い範囲とすると届出から漏れる者が増える一方で、広い範囲とすると検査等の対応が困難となることから、適切な範囲を定める必要がある。疑似症患者の届出基準は、上述のように、臨床的な診断基準とは目的が異なるものであり、また、疑似症患者は真の患者とは限らないことに留意する必要がある。

③ 実施方法

届出基準（症例定義）が決定された後、枚方市保健所は、枚方市内の全ての医療機関から届出基準に合致する患者（疑似症患者及び確定患者）の報告を直ちに受ける。

報告を受けた保健所は直ちにNESIDに入力するとともに届出票を大阪府感染症情報センターにFAXする。大阪府感染症情報センターは届出票、NESIDを確認し、厚生労働省に報告する。

また、保健所は、毎日1日2回（9時、15時）大阪府感染症情報センターにemailにて患者情報を報告し、大阪府感染症情報センターは保健所設置市を含む府内の患者情報を収集し、速やかにその結果を分析し、情報還元する。

届出情報だけでは、転帰までの症状及び治療経過、基礎疾患、検査データ等についての十分な情報が得られないため、積極的疫学調査及びその他の方法により情報収集することとなるが、医療機関や保健所等の業務量を考慮し、過度の負担とならない程度とする。

④ 実施期間

発生当初の症例の1例ごとの情報は、その後の対策において特に重要であることから、新型インフルエンザの海外発生期に開始する。国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階（府内感染期）になれば、大阪府が患者の全数把握の継続について検討し、専門家の意見を聞いた上で、府の判断により中止もしくは継続が決定される。

なお中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ大阪府が判断する。

疑似症患者についても、原則として確定患者と同様の時期まで届出を求めることとなっているが、府内での患者が増加した段階では、府の判断により中止となる。

⑤ 公 表

実施期間中、1日2回（11時、17時）を目途に府域全域分を大阪府情報センターが行う。

⑤ その他

国が全数把握をきっかけとして、個別症例について症状や治療経過等の情報を収集・分析し、個人情報に配慮しつつ可能な範囲で公表し、新たな患者の治療に活用する際は協力する。そのための具体的な実施方法については今後検討され、別に示される。

3. 新型インフルエンザ発生時に強化するサーベイランス

(1) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）等

① 目的

インフルエンザによる学校等の休業の実施状況や医療機関や社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団発生の状況を調査することにより、感染が拡大しやすい学校等の集団生活の場において、いち早く新型インフルエンザの流行や再流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。

⑥ 実施方法

インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）の報告施設を、大学・短大まで拡大し、保健所はインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。

季節性インフルエンザと同様、新型インフルエンザにおいても厚生労働省からサーベイランス開始時の通知があり、所管課から所管施設に通知されるが、大学、短大へのサーベイランス開始時の連絡については、所管課がないため国より直接行われる。

報告を受けた保健所は毎日、Email 等にて大阪府感染症情報センターに報告する。大阪府感染症情報センターは、NESIDに入力等を行い厚生労働省に報告するとともに、保健所設置市を含む府内の保健所からの情報を集約し、その結果を分析し、情報還元する。

また、報告のあった集団発生について、保健所は、可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。なお、医療機関や社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団発生の報告を受けた際にも、可能な限り、同様に検体を採取・検査する。詳細は次ページ（2）ウイルスサーベイランスを参照。

③ 実施期間

海外発生期、府内発生早期及び小康期（国内感染期には報告対象施設の大学・短大への拡大は中止する。）

⑦ 公表

実施期間中は1日1回を目途に大阪府感染症情報センターが行う。

(2) ウイルスサーベイランス

① 目的

新型インフルエンザ発生時には、平常時から行うウイルスサーベイランスに加え、患者

発生サーベイランスにおける患者全数把握及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を実施することで、インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、診断・治療等に役立てる。

②実施方法

患者発生サーベイランスにおける患者全数把握及び学校サーベイランス等でのウイルス検査（PCR検査、ウイルス分離等）を原則として公衆衛生研究所ウイルス課にて実施する。検査を行う際、保健所は公衆衛生研究所ウイルス課と調整を行う。

検体搬送は原則、保健所が行う。検査する検体数については、地域の実情に応じて可能な限りにおいて行う。学校サーベイランス等集団感染に伴うウイルス検査結果の厚生労働省への報告様式や方法は現時点で定まっていないため、決定後協議することとする。大阪府感染症情報センターは随時、保健所設置市を含む保健所からの情報集約を行い、その結果を分析し、随時情報還元する。

【優先順位の判断の例】

- ①確定診断が治療方針に大きく影響する重症者（入院患者、死亡者等）の診断
- ②集団発生に対するウイルスの亜型の確定
- ③府内未発生期・府内発生早期において、疑似症患者の届出基準を満たさないが、新型インフルエンザの可能性が高い正当な理由がある場合等

③実施期間

府内未発生期から府内発生早期までの間と小康期

④公表

実施期間中は大阪府感染症情報センターにおいて必要に応じて随時行う。

(3) 積極的疫学調査

①目的

新型インフルエンザ発生時には、届出情報だけでは十分な情報が得られない感染経路、転帰までの症状・治療経過、重症患者の臨床情報、及び基礎疾患等の情報について、保健所は積極的な情報収集を行い、府内の発生段階の把握や病原性・感染力等の把握に役立てる。なお、府内発生早期までの間においては必要に応じて接触者の健康観察や予防投薬などまん延防止を図る。

②実施方法

患者全数把握、患者発生サーベイランスによる定点医療機関、学校サーベイランスによ

る集団発生した学校の患者（疑似症患者及び確定患者）及び接触者について、届出情報だけでは得られない情報を、保健所の積極的な訪問等により収集する。

詳細は発生後、国により別に定められるが、収集する主な情報には、以下のものがあり、発生後の状況も踏まえて必要な調査を行う。

ア. 患者の感染経路

イ. 患者の転帰までの症状及び治療経過

ウ. 患者の基礎疾患

エ. 接触者の情報

調査は保健所が地域の実情に応じて実施し、必要な場合には厚生労働省（国立感染症研究所を含む）の支援を受けることとする。

なお、全国の患者から一律に収集すべき情報については国から示される。保健所は、調査結果を厚生労働省に報告し、新型インフルエンザの感染力や臨床的な傾向等の分析に協力する。なお厚生労働省への報告様式や方法は現時点で定まっていないため、決定後協議することとする。

(4) 新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況

入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合や、死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合、新型インフルエンザによる一定程度以上（人工呼吸器の装着等）の重症患者が発生した場合には、保健所は、医療機関より速やかに報告を受け、厚生労働省へ報告する。

また、厚生労働省は、重症患者をきっかけとして、症状・治療経過、臨床情報を収集する。なお、死亡者数等が数百人以上に達するなど、速やかな報告の意義が低下した場合には報告を中止する。なお厚生労働省への報告様式や方法は現時点で定まっていないため、決定後協議することとする。

※ このほか、その後も死亡者数については人口動態統計においても把握が行われる。

参考資料

表1 平常時のサーベイランス（*入院サーベイランスは枚方市は該当せず）

	患者発生サーベイランス	入院サーベイランス	学校サーベイランス	ウイルスサーベイランス
目的	インフルエンザの患者数を調査することにより、インフルエンザの流行がどの段階（流行入り、ピーク、終息等）にあるかを把握し、その段階に応じた対策を講じる	インフルエンザによる入院患者数や医療対応を調査することにより、そのシーズンの重症化のパターンを把握し、治療に役立てる	インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場において逸早く流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる	インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、病原性などウイルスの性質の変化を把握し、診断・治療方針等に役立てる
実施方法	インフルエンザ定点医療機関から週単位の報告	基幹定点医療機関から週単位で報告	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から週単位で報告	病原体定点医療機関において検体を採取し、公衆衛生研究所で検査し結果を報告
実施時期	通年	通年	流行時（平時は9月から4月を目途）	通年
公表	週報	国より週報（平時は9月から3月を目途）	週報（実施期間中）	随時

表2 新型インフルエンザ発生時に追加・強化するサーベイランス

	患者全数把握の実施	学校サーベイランス・ウイルスサーベイランスの強化
目的	全ての新型インフルエンザ患者の発生を把握することにより、国内流行の端緒をつかみ、発生当初の新型インフルエンザの感染拡大を防ぐとともに、早期の患者の臨床情報を把握して、その後の診断・治療等に活用する。	インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場である学校において逸早く新型インフルエンザの流行や再流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる
内容	<ul style="list-style-type: none"> 全医療機関からすべての患者の届出を実施 届出を端緒として臨床情報の把握を実施 	報告施設を大学から短大まで拡大するとともに、報告のあった施設から検体の協力を得てPCR検査等を実施
時期	海外発生期（府内未発生期）から府が中止の判断を行うまで（府内感染期で全国の報告数が数百例に達した際に中止を検討）	海外発生期（府内未発生期）から府内発生早期（国内感染期になれば報告対象施設の大学・短大への拡大は中止）及び小康期
公表	1日2回を目途	学校サーベイランスは1日1回を目途、ウイルスサーベイランスは随時

※この他、新型インフルエンザ発生時には、積極的疫学調査等により、臨床情報の収集などを実施し、分析を行って情報提供する。

表3 各サーベイランス等における各機関の役割（一例）

サーベイ 機関	全数把握	学校サーベイラ ンス	ウイルスサーベ ィランス	積極的疫学調査
学校	—	管轄保健所報告 検体採取への協力	検体提供	調査対象が学生等 であった場合調査 協力
医療機関	診断・届出・検体採 取・提供	—	検体採取・提供	調査協力
保健所	内容確認・報告	内容確認・報告・ 検体採取・搬送	検体回収・搬送 (病原体定点による 場合は公衛研)	感染症法第15条に 基づく調査、報告、 対策
公衛研ウイルス課	検査実施・分析	検査実施・分析	検査実施・分析・ 報告・病原体定点 による場合は検体 の回収・搬送	検査実施・分析
感染症情報センタ ー	情報集約・報告・ 分析・情報還元	情報集約・報告・ 分析・情報還元	情報集約・報告・ 分析・情報還元	情報集約・報告・ 分析・情報還元
保健所設置市保健 所	情報収集・調整・ 対策・情報還元	情報収集・調整・ 対策・情報還元	情報収集・調整・ 対策・情報還元	情報収集・調整・ 対策・情報還元

※情報還元については、府・保健所設置市・厚生労働省（国立感染症研究所を含む）・政府対策本部
等関係機関が十分に連携して行うこと。

表4 実施時期の一覧

		国内患者数百例以下				国内患者数数百例以上		
		府内未発生 期	府内発生早 期(府内患 者:少)	府内発生早 期(府内患 者:多)(※)	府内感染期	府内発生早 期(府内患 者:少)	府内発生早 期(府内患 者:多)(※)	府内感染期
全数把握 の目的	感染拡大 防止	○	○	○	×	○	○	×
	動向の把 握・臨床 情報集	○	○	○	○	△	△	×
全数把握 の実施	疑似患者 者	○	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×(府の判 断で継続 可)
	確定患者	○	○	○	○	○	○	×(府の判 断で継続 可)
疑似患者 者全数へ のPCR検 査等の実 施		○	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×
(参考)帰 国者・接 触者外来		○	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×
(参考)入 院勧告		○	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×	○	原則○(必 要に応じて 中止可)	×

※このほか、隣接府県で多くの患者が発生する、一般の医療機関における患者数が増加する等の状況により、府
が、対策の継続を困難又は不合理と判断した場合を含む。